

シンガポール共和国における特許権行使上の留意点

国際第3委員会*

抄録 商品流通のボーダレス化の進む今日の世界経済においては、中国、韓国、台湾のみならず、近隣の東南アジア諸国においても、日本の企業が知的財産権に関する紛争に巻き込まれるケースが生じつつある。本稿は、シンガポール共和国における特許権侵害に対する救済措置としての民事訴訟及び行政的救済手段の概要と、これらの制度を利用する上での留意点を述べる。

目次

1. はじめに
2. 特許制度
3. 司法制度
4. 民事訴訟
5. 行政的救済手段、調停、水際措置
6. おわりに

1. はじめに

シンガポールは、特許情報の検索サイトとして SurfIP を開設しており、また特許のオンライン出願受付を行う e-Patent システムを採用するなど、インフラの整備は東南アジア諸国の中でも特に進んでいる国である。また、2002年9月には、知的財産権侵害訴訟を専門に扱う IP 裁判所が開設されたところであり、特許権侵害に対する救済体制が整いつつある。そこで本稿では、シンガポールにおいて特許権を行使する際に関係する制度と留意点についてまとめた。

なお、本稿は、2002年度の国際第3委員会アジア権利行使ワーキンググループにおいて、現地代理人に質問状を送付して調査した結果をまとめたものである。

2. 特許制度

(1) 特許法

現行の特許法及び特許法規則は1995年2月23日から有効となっているもので、特許法はウェブサイト (<http://statutes.agc.gov.sg/>) で見ることができる。なお、実用新案や小特許制度は存在しない。

(2) 特許権の存続期間

出願日より20年である(特36条)。

(3) 特許権の侵害行為の態様

特許権の侵害行為の態様については特許法66条に規定されている。

第三者がある発明についての特許が有効な期間中に当該特許の所有者の同意なしにシンガポールにおいてその発明に関連する以下の事柄のいずれかを行う場合、その者は当該特許を侵害する。

(a) 発明が物の場合に、その物を製造し、譲渡し、譲渡の申し出をし、使用し、輸入し、又は譲渡その他の目的で保有すること。

* 2002年度 The Third International Affairs Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(b) 発明が方法の場合に、所有者の同意なしに使用すれば特許権の侵害になることを知っているか、又は状況により知っていることが明らかなきに、当該方法を使用するか、又は使用に供すること。

(c) 発明が方法の場合に、直接その方法により得られた物を譲渡し、譲渡の申し出をし、使用し、輸入し、又は譲渡その他の目的で保有すること。

なお、間接侵害の規定や間接侵害が認められた裁判例はない。

(4) 出願公開後特許付与前の侵害に対する救済

特許法76条は、出願公開から特許付与までの間における特許を侵害する行為について、特許権者に訴訟提起する権利を与える。訴訟提起は、特許付与後にのみ、また出願公開日に特許が付与されたと仮定して、当該行為が特許を侵害するだけでなく、出願公開の準備が完了する直前の出願におけるクレームをも侵害する場合にのみ、行うことができる。裁判所は、当該侵害行為から特許権者を保護することとなる特許を付与することについて、公開された出願から合理的に予期できるか否かを勘案して、特許付与前に生じた侵害に対する損害賠償額を低減する裁量権を有する(特76条(4))。

(5) 特許権の効力が及ばない範囲

特許権の効力が及ばない範囲として、特許法に以下の場合が規定されている。

- ① 個人的かつ非商業的な目的の為に行われる場合(特66条(2)(a))
- ② 当該発明の目的物に関する実験を目的として行われる場合(特66条(2)(b))
- ③ 個人用の薬剤が医師又は歯科医による処方に従って調合される場合(特66条(2)(c))
- ④ 一時的に入国した飛行機等で使用される場

合(特66条(2)(d))

- ⑤ 一時的に入国した船舶の必要に限り使用される場合(特66条(2)(e))
- ⑥ 合法的に入国した飛行機を使用する場合(特66条(2)(f))
- ⑦ 特許権者等の同意がある場合(特66条(2)(g))
- ⑧ 先使用权が認められる場合(特71条)

(6) 善意実施(特許権の存在を知らないで発明を実施した場合)

特許侵害訴訟において、被告が侵害時に特許の存在を知らず、かつ特許が存在することを想像する合理的理由がないことを立証した場合、裁判所は損害賠償を認めてはならず、また被告に対して利益額の報告を命令してはならない旨、特許法69条に規定されている。

(7) 並行輸入

並行輸入は特許法66条(2)(g)項に基づいて許容される。同項は特許権の侵害とならない場合として次のように規定している。

特許権者あるいは実施権者によって又はこれらの者の同意を得て製造された特許製品等を、輸入し、使用し、譲渡し、又は譲渡の申し出をすることは特許侵害を構成しない。ここにいう特許には、シンガポールにおいて特許されたものと同一又は実質的に同一の発明である限りにおいて、シンガポール外で付与された特許を含む。

つまり、シンガポール国内の特許のみならず、外国での特許であっても、その特許権者等が製造した特許製品を輸入等する行為は特許侵害に該当しない旨規定されている。

(8) 権利解釈

裁判所は、原則クレームに記載された文言に沿って権利範囲を解釈する。侵害品の一部がクレームの文字通りの意味と相違する場合、裁判

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

所は以下の3段階で判断する。

1) 相違部分が発明の動作に重大な影響を有する場合、その相違はクレームの範囲外となる。

次に、発明の動作に重大な影響はないが、

2) その相違が、特許が発行された日においてその技術に熟練した者にとって明らかでない場合、その相違はクレームの範囲外となる。

さらに、その技術に熟練した者にとって明らかでない場合、

3) その技術に熟練した者が、クレームの表現からして、第一義的な意味に厳格に従うことが発明の本質であると理解できる場合、その相違はクレームの範囲外となる。

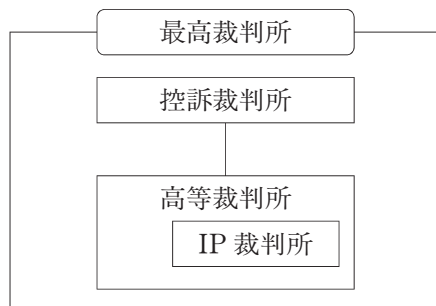
一方、その単語又は文言が文字通りの意味だけではなく相違部分を含む抽象的な意味をも有すると理解できる場合には、クレームの範囲内と解釈される。

3. 司法制度

(1) 裁判所の構成

裁判の権能は、最高裁判所(Supreme Court)と下級裁判所(Subordinate Courts)に与えられている。最高裁判所は上級の裁判所で、控訴裁判所(Court of Appeal)と高等裁判所(High Court)から構成される。

そして、知的財産権の侵害訴訟を専任とする裁判所として、高等裁判所の中にIP裁判所が2002年9月19日に開設された。



従って現在、特許権侵害訴訟は、IP裁判所を有する高等裁判所が第一審、控訴裁判所が第二審となっている。

下級裁判所は、①地区裁判所(District Court)、②下級判事裁判所(Magistrates' Court)、③スモールクレーム裁判所(Small Claims Tribunal)等からなる。一部の地区裁判所と下級判事裁判所は、家庭裁判、商業の民事及び刑事裁判、交通裁判等を専門に扱う裁判所である。

なお、IP裁判所以外が管轄する事件の裁判管轄は以下のとおりである。

1) 最高裁判所

高等裁判所：民事は訴額がS\$250,000(約1,600万円)を超える場合。刑事は犯罪が死刑又は10年以上の懲役刑に相当する場合。

控訴裁判所：民事、刑事いずれも高等裁判所の判決が控訴された場合。

2) 下級裁判所

①地区裁判所：民事で訴額がS\$250,000(約1,600万円)を超えない場合。刑事で10年を超えない懲役刑又は罰金刑のみの場合。

②下級判事裁判所：民事で訴額がS\$60,000(約380万円)を超えない場合。刑事で3年を超えない懲役刑又は罰金刑のみの場合。

③スモールクレーム裁判所：売買契約等から生じた紛争で、訴額がS\$10,000(約60万円)を超えない場合。

(2) 裁判官

最高裁判所の裁判官は、首席裁判官、控訴裁判所裁判官、高等裁判所裁判官、最高裁判所の裁判官コミッショナーから構成されている。最高裁判所の職員は、書記官、副書記官、書記官補である。

最高裁判所の裁判官には、法曹資格について規定したLegal Profession Act第2節で適格とされる者、あるいは裁判官及び検察官等から構成されるSingapore Legal Serviceに少なくとも10年以上所属する者のみが任命される。Legal Profession Actで定義されている適格者

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

とは、法学学士の資格を有する者などである。裁判官及び裁判官コミッショナーは大統領によって任命される。また、裁判官職は一旦任命されると65歳までの終身職である。

4. 民事訴訟

特許権の侵害行為に対しては、民事訴訟を提起することで、差止請求、侵害物品の引渡し・破棄の請求、損害賠償請求等を行うことができる(特67条(1))。

なお、故意侵害時の懲罰賠償の制度・運用は存在せず、また特許権侵害に対して刑事罰の適用はない。

(1) 訴訟手続

民事訴訟は、通常被告に対する召喚状(Writ of Summons)の発行で開始される。原告がまず、召喚状となる書面の裏面に請求の原因及び趣旨を記載して管轄裁判所に提出する。裁判所は、その書面を受理すると被告に対する召喚状として発行し、被告に送達する。その後当事者は、訴答書面(答弁、反訴、反訴への答弁など)を裁判所に提出し、相手方に送付する。審理(trial)に関する裁判所の指示があった後、ディスカバリー手続きに移行する。その後当事者は、証人による主要証拠の宣誓供述書を交換し、裁判所に提出する。最後に、判決が言い渡される。

(2) 裁判形式

高等裁判所では、通常1人の裁判官が審理するが、その事柄に精通しており経験のある者が裁判所補佐人として任命される場合もある。

控訴裁判所では、通常3人の裁判官の合議体で審理されるが、重要案件の場合には5人又はこれ以上の奇数の裁判官となることもある。

(3) 原告適格

特許権者が特許権侵害の民事訴訟を提起でき

る。特許権が共有の場合、共有特許権者の1人は他の共有権者と一緒でなくても訴訟を提起できるが、他の共有権者が当事者を構成できない場合には訴訟を提起できない(特73条)。

また、専用実施権者も特許権者と同様訴訟を提起できるが、特許権者も当事者となる必要がある(特74条)。

なお、現地子会社が被告となった場合、本国の本社も当事者としてその訴訟に参加できる。

(4) 訴訟弁護士

Legal Profession Act 第2条に基づいて資格を付与された者が訴訟弁護士となることができる。

また、Legal Profession Act 第21条の規定によれば、裁判所は事案が複雑な場合などに以下の者を弁護士あるいは訴訟代理人として認める。

(a) 英国王室弁護士に任命された法廷弁護士で、

(b) 通常シンガポールあるいはマレーシアに居住していないがその事件のためにシンガポールに来る用意がある者で、かつ

(c) その事件について特別の資格ないし経験を有する者

なお、弁護士費用は、1時間当たりS\$200(約13,000円)からS\$600(約38,000円)以上と幅広い。

(5) 訴訟提起前の証拠収集

訴訟提起前の証拠収集手続きについて、原告は証拠が喪失又は破壊されることを防ぐためのアントンピラー命令を裁判所に請求できる。この命令は、裁判所から許可された者が関係書類を調べるため被告の家宅に入ること及び関係書類を原告訴訟代理人の管理下に置くことを許可する。この命令が許可されるためには以下の条件を満たす必要がある。

(i) 原告は、その権利が侵害されているとい

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

うに十分な陳述をしなければならない。

(ii) 現実のあるいは潜在的な損害が原告にとって極めて重大でなければならない。

(iii) 被告が告発に要する資料を保有していること、及びそれらの資料が当事者間での提出請求が行われる前に破壊される可能性が現実にあることに関し明白な証拠が存在しなければならない。

(6) 訴訟前に権利者がなすべき事項

① 警告は訴訟提起の要件ではない。但し、侵害者が特許の存在を知らなかったことを立証して損害賠償を免れるのを防止する手段として警告は有効である。

② 特許表示は訴訟提起の要件ではない。但し、侵害者が特許の存在を知らなかったことを立証して損害賠償を免れるのを防止するのに有効である。このとき、特許とのみ表示するのは不十分で、特許番号を記載する必要がある。

(7) 訴訟提起時に必要な提出物件

訴訟を開始するために、原告は請求の原因と趣旨を裏面に記載した召喚状を管轄裁判所に提出しなければならない。

(8) 証 拠

伝聞(Hearsay)証拠、類似の事実証拠及び鑑定証拠は一般的には許容されない。人物証明書、状況証拠は許容される。

当事者は、他の当事者あるいは第三者に質問状(Interrogatories)を送付できる。お互いの文書のディスカバリーも要求できる。

また、当事者はトレードシークレットが裁判手続きで開示されるのを防ぐ対策を講じるよう裁判所に要求できるが、実際に許可するかどうかは裁判所が判断する。

さらに、証言を必要とする場合には、証人の召喚状が発行される。この召喚状に基づく出頭

を怠った場合、裁判所への侮辱となり、投獄に処せられる可能性がある。

(9) 侵害の立証を軽減する規定

製造方法に係わる特許権の侵害訴訟において、製造された物が新規なものである場合、又はその物が特許された方法で製造されたという相当な可能性がありかつ特許権者が通常の実力によっては実際に使用された方法を特定できない場合、特許された方法を使用していないとの立証責任は侵害者側に課せられる(特68条(1))。

(10) 技術専門家の見解

訴訟当事者は、通常自分のために証言をする専門家証人を申請する。当事者は相手側証人を相互に尋問する機会が与えられる。

(11) 審理状況

計画審理等、審理を促進するシステムは無いが、侵害の程度が激しく損害が現に発生している場合、原告は裁判所に対して審理期日を早めるよう要求することができる。実際には、訴訟開始から10~14ヶ月で判決が出されている。

現在までに特許権侵害訴訟の判決は6件報告されており、このうち4件が非侵害、2件が侵害と判断されている。

(12) 強制執行手続き

当事者が判決に従って損害を賠償しない場合、以下の強制執行手続きをとることができる。

- (a) 差押え手続き(Garnishee Proceedings)
- (b) 押収・売却令状(Writ of Seizure & Sale)
- (c) 清算手続き/破産手続き(Winding-up proceedings/bankruptcy proceedings)

(13) 被告の取り得る対抗措置

被告は、訴訟上の防護手段として、非侵害の主張、あるいは特許無効の主張をすることがで

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

きる。

被告が特許無効を主張した場合、その侵害事件を扱う裁判所が特許が無効か否かを判断する。さらに、特許侵害訴訟において、特許の有効性が争点とされかつ特許の一部のみ有効と判断された場合、有効でありかつ侵害されたと認められる特許のその部分についてのみ救済が認められる(特70条(1))。

なお、シンガポールは、特許出願が新規性、進歩性などの欠如を審査官から指摘されている場合であっても、所定の登録料を支払えば特許を付与する制度を採用しているため、特許の有効性は裁判所において判断されることとなる。

(14) 仮処分

仮処分の制度はない。

(15) 上訴

IP裁判所の決定に不服がある場合には、控訴裁判所に控訴する。控訴期間は、判決の言渡し日から1月以内である。

5. 行政的救済手段、調停、水際措置

(1) 行政的救済手段

特許権侵害の行政的な救済手段として、知的財産局の登録官への付託がある。特許権者と第三者は、お互いの合意により、第三者が特許を侵害したかどうかの問題を登録官に付託することができ、これに際し特許権者は、損害賠償、あるいは特許は有効でありかつ侵害されているとの宣言を請求することができる(特67条(3))。

特許法67条(3)に基づいて登録官への付託が行われた場合、以下の手続が適用される(規則76)。

- ① 当事者は、両者の争点と合意点の全てを記述した共同陳述書を添付して付託する(Patents Form 32)。
- ② 原告は、付託から14日以内に、争点の詳細

を記述した陳述書を提出する、と同時にその写しを被告に送付する。

- ③ 上記写しを被告が受領した日から2月以内に、被告は、反論の根拠を列挙した反論陳述書を提出する(Patents Form 3)、と同時にその写しを原告に送付する。
- ④ もし、反論陳述書において被告が特許の無効を申し立てた場合、反論陳述書を受領した日から2月以内に、原告は、被告の申立に異議を唱える陳述書を提出する、と同時にその写しを被告に送付する。
- ⑤ 登録官の指示に従い、原告は、反論陳述書を受領日から2月以内に、自己の主張を裏付ける証拠を提出し、その写しを被告に送付する。
- ⑥ 原告の証拠(写し)を受領日から2月以内に、被告は、自己の主張を裏付ける証拠を提出し、その写しを原告に送付する。
- ⑦ 双方の証拠提出が終了すると、登録官からその後の手続について指示がある。

また、登録官の決定に対しては高等裁判所(IP裁判所)に控訴を提起できる。さらに、登録官は、付託された問題が裁判所で決定された方が相応しいと思われる場合、その事件は裁判所に提起されたものとして裁判所が判断する。

なお、Patents Form 32提出の公的費用は280S\$ (約18,000円)、Patents Form 3提出の公的費用は40S\$ (約2,500円)である。

(2) 調停

特許紛争の当事者は、調停のような裁判外紛争解決手段によって解決できる。特許権の侵害に対して、司法ルート、行政ルート、当事者間の解決、いずれの解決策がよく利用されているか不明であるが、調停はかなり一般的である。

(3) 水際規制

特許侵害品については水際規制の対象外であり、したがって差し押さえ等はできない。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

6. おわりに

以上、シンガポール共和国における特許権行使の概要を説明した。IP 裁判所が開設されたとはいえ、裁判事例は未だ少ないのが現状であり、今後の発展が期待される。

また、善意実施については、特許の存在を知らなかったことを立証して損害賠償等を免れた裁判例があり、特許権者の保護が不十分となっている。さらに、営業秘密を開示するのが不当と思われる場合、裁判所は証拠等の開示を当事者に要求できないので(特68条(2))、侵害の立証が困難となる場合が想定される。これらの点は、

今後改善されるべき課題であると思われる。

最後に、本稿をまとめるにあたり、Alban Tay Mahtani & de Silva 事務所には、ご多忙の中、多数の質問に快くご回答いただいた。この場を通じて御礼を申し上げる。

参考文献

- 1) 模倣対策マニュアル シンガポール編, JETRO, 2001年3月
- 2) シンガポール知的財産局ホームページ (<http://www.ipos.gov.sg/>)

(原稿受領日 2003年11月10日)

